（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項の表第十三条の六の四の項中「現金自動支払機等による」を削り、同表第十三条の六の八の項中「第十三条の六の八」を「第十三条の六の八第一項」に改め、同表第十四条の八（第二号を除く。）の項中「第十四条の八」を「第十四条の八第一項」に改め、同表第十七条第四項の項の次に次のように加える。

第十七条第五項	銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合

附則第三十五条第一項の表第十七条の二第四項第二号及び第四号（ハを除く。）並びに第五項の項中「及び第十項」を削り、同表第十七条の六の項中「第十六条の三第二項」を「第十六条の四第二項」に改め、同表第十七条の七の二第一項の項中「第十六条の三第一号」を「第十六条の四第四項第一号」に改め、同表第十七条の七の二第二項の項中「第十六条の三第四項第五号」を「第十六条の四第四項第五号」に改め、同表第十七条の七の二第三項の項中「第十六条の三第四項第六号」を「第十六条の四第四項第六号」に改め、同表第十七条の七の三第一項及び第二項の項及び第十七条の七の三第三項の項中「第十六条の三第八項」を「第十六条の四第八項」に改め、同表第二十二条（第八号を除く。）の項及び第二十二条の二（第八号を除く。）の項中「第八号」を「第一項第八号及び第十一号の二」に改め、同表第二十三条の項中「第二十三条」の下に「（第一項第九号の二を除く。）」を加え、同表第三十四条の二第一項（第五号及び第七号を除く。）及び第三項（第三号を除く。）、第三十四条の二の三並びに第三十四条の二の四の項中「第五号及び第七号」を「第四号及び第六号」に改め、「第三十四条の二の四」の下に「（第二項を除く。）」を加え、同表第三十四条の五十六第一項の項及び第三十四条の五十六第二項の項中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十四条の五十六第三項	銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する主務省令で定める場合

附則第三十五条第一項の表第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項第四号及び第五号並びに第七項第四号を除く。）の項中「第八号の二」の下に「、第十六号の二、第十六号の三」を加え、「第五項第四号及び第五号」を「第五項第二号、第五号及び第六号」に改める。

附則第三十五条第二項の表第一条の三第一項第五号の項中「福岡財務支局長」を「福岡財務支局」に改め、同表第十三条の六の四の項を次のように改める。

第十三条の六の四第一号	現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を	現金自動支払機等（第十七条第二項第二号に規定する現金自動支払機等をいう。以下この号において同じ。）を
第十三条の六の四第一号イ	現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機	現金自動支払機等

附則第三十五条第二項の表第十七条の四の二第一号の項の次に次のように加える。

第十七条の五第一項	いい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く	いう
	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等

附則第三十五条第二項の表第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の七第一項及び第二項の項中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五第二項」に改め、同表第十七条の七第三項の項の次に次のように加える。

第十九条の二第一項第一号イ	組織（当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該銀行の子会社等（法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）	組織

附則第三十五条第二項の表第十九条の五の項の次に次のように加える。

第二十二条第一項第十一号	いい、銀行業高度化等会社を除く	いう

附則第三十五条第二項の表第三十四条の二の四第二項の項中「第三十四条の二の四第二項」を「第三十四条の二の四第三項」に改め、同表第三十四条の七十四第三項第三号の項の次に次のように加える。

第三十五条第一項第十二号	（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権	の議決権

附則第三十八条に次の二項を加える。

2　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項前段の認可を受けて農業協同組合に業務の代理をさせる農林中央金庫について農林中央金庫法施行規則第六十六条の規定を適用する場合においては、同条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）

3　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項前段の認可を受けて農業協同組合に業務の代理をさせる特定承継会社について附則第三十五条において特定承継会社を銀行とみなして準用する銀行法施行規則第十三条の六の四の規定を適用する場合においては、同条各号列記以外の部分中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

として委託する場合	として委託する場合又は再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合に農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合